

市民意識調査業務 仕様書

1 業務名

市民意識調査業務

2 業務目的

本業務は、令和3年3月に策定した「第三次人権施策行動計画」を現在の社会動向や市の現状を踏まえた内容に変更し、関連法律にも対応した計画内容に改定するため、「第四次人権施策行動計画」の策定に必要な市民意識等の現状を把握するため、意識調査を実施する。

調査票の設計から調査実施、結果分析までを委託し、第四次計画策定の参考とする。

3 業務内容

(1) アンケート調査の実施

市民の意識を把握し、国・県等との比較により地域性や優先すべき分野、目標となる指標などの整理・検討をする。

調査件数は以下のとおりとする。

調査の種類	対象	配布数
市民アンケート	市内在住の18歳以上の市民抽出	2,000票

調査票の設計・印刷（16頁以内想定）、角2封筒（発送）・長3封筒（返送）作成、データ入力、集計作業（単純・クロス）、グラフ・考察を用いた報告書の作成、アンケートの発送準備・配布・回収を業務に含むものとする。なお、発送用の宛名ラベルについては、市で作成する。

(2) 調査票データ入力・分析、結果報告書作成

回収した調査票のデータ入力、集計・分析及び結果の取りまとめを受託者が行う。現行計画の施策に対する市民の意識・実態を把握し、国・県等との比較により地域性や優先すべき分野、目標となる指標など整理検討し、調査結果報告書を作成する。

(3) 人権施策に係る関連法令等情報提供資料作成

関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。法令については官報を参照、関係法令すべてを対象とする。また、人権施策に係る情報が示された時は、その内容を要約した資料を作成すること。

(4) 会議等に係る業務（1回想定）

調査結果報告のための会議開催に当たり、必要に応じ、会議に出席し会議運営を支援補佐するとともに会議に用いる資料案を作成する。

(5) 成果品の作成業務

成果品は次の通りとする。

- アンケート調査結果報告書 簡易製本 1部
- 人権施策に係る関連法令等情報提供資料：1部
- 上記関係データ一式

4 打合わせ及び報告

業務方針・内容・スケジュール等については、必要時に事務局と打合わせを行う。

なお、業務に必要な資料の借用を申し入れることができる。

5 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (2) 本業務は人権施策全般にわたる専門的知識や計画化の技術、上位計画である総合計画との整合性を図る必要があるため、受託者は、「総合振興計画」、「人権施策行動計画」の策定実績を有していること。
- (3) 受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQI5001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされており、3回以上更新していることを必須とする。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）